



兵庫労働局発表  
令和2年10月29日(木)

担 当	兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課 課長 木村 智光 課長補佐 鳥海 晃司 電話 078-367-0820
--------	--

## 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です ～大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への 「しわ寄せ」防止に向けた要請活動を行います～

厚生労働省では、中小企業庁及び公正取引委員会とともに、大企業・親事業者の働き方改革に伴う長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることを防止するため、令和元年6月に『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』（しわ寄せ防止総合対策）を策定し、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけて、集中的な取組を行っています。

兵庫労働局（局長 荒木 祥一）では、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところから、キャンペーン月間の取組として、管内の企業等を訪問して、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施します。

### 【要請活動の概要】

#### 1 県内の大企業・親事業者訪問による要請

兵庫労働局長が、以下の大企業の幹部を訪問し、要請文を手交して「しわ寄せ」防止に向けた要請を行うほか、兵庫労働局職員が、管内事業場を訪問し、要請活動を行います。（11月を中心に、年度内に100社程度を予定。）

#### 要請先1 川崎重工業株式会社

日時：令和2年11月24日（火） 13時30分～  
場所：神戸市中央区東川崎町1-1-3 クリスタルタワー29F  
川崎重工業株式会社神戸本社 会議室

#### 要請先2 株式会社神戸製鋼所

日時：令和2年11月27日（金） 14時～  
場所：神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4  
株式会社神戸製鋼所 本社会議室

#### <取材申込等>

当日、取材を希望される報道機関の方は、兵庫労働局雇用環境・均等部指導課へ、前日までにご連絡ください。（撮影可）

<要請内容（予定）>

- （1）働き方改革関連法により改正された労働時間等設定改善法上の短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないようにする努力義務について（平成31年4月1日施行）
- （2）下請中小企業振興法の規定に基づく振興基準について

等

## 2 経済団体等に対する働きかけ

県内の主要経済団体等に対して会員企業への周知に係る協力要請を行うほか、経営トップが集まる会合等において、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行います。

- <参考>
- 1 しわ寄せ防止総合対策の概要（抜粋）
  - 2 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。
  - 3 「しわ寄せ」防止パンフレット
  - 4 「しわ寄せ」指導事例リーフレット

## しわ寄せ防止総合対策の概要（抜粋）

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため「**大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策**」を策定

### <総合対策の4つの柱>

#### ① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

#### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

#### ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

#### ④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

## ① 関係法令等の周知広報

### > 「しわ寄せ」防止の集中的な実施

- 上限規制適用による中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、  
11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」(※)と位置づけ、集中的な取組を実施

※ 11月は「下請取引適正化推進月間」でもある。

### <主な実施事項>

#### ➤ 「しわ寄せ」防止に向けた大企業・中小企業経営トップセミナーの開催

- 大企業・中小企業の経営トップに対して、①行ってはいけない短納期発注等の行為(=「しわ寄せ」行為)、②「しわ寄せ」改善事例(好事例)の周知等を行う。

#### ➤ 厚労省、労働局及び労基署において、上限規制の適用を受ける大企業等に対して、企業訪問による「しわ寄せ」防止に向けた働きかけ等を集中的に実施

- 厚労省幹部は、大企業等を訪問し、経営トップに対して要請書を渡すなどにより、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行う。
- 労働局幹部は、管内の大企業等を訪問し、経営トップに対して要請書を渡すなどにより、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行うとともに、職員は、管内の大企業等を訪問し、「しわ寄せ」防止に向けたリーフレット等を用いて助言等を行う。
- 労基署においては、監督指導及び労働時間・相談支援班が実施する訪問支援の機会を活用し、「しわ寄せ」防止に向けた周知を行う。

# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**STOP!**  
**しわ寄せ**

その発注…。  
どこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)

# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。  
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。

(過重労働解消キャンペーン)

# 適正なコスト負担を伴わない 短納期発注などはやめましょう。 大企業と下請等中小事業者は共存共栄！

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



STOP!  
しわ寄せ



その発注…。  
どこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいませんか？

このパンフレットには、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないように配慮する必要があること（労働時間等設定改善法）や、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」、下請代金支払遅延等防止法等に違反のおそれのある不当な行為の事例集（いわゆる「べからず集」）等をまとめています。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



（「しわ寄せ」防止特設サイト）

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

**ダメ！短納期発注！！**

労働時間等設定改善法に基づき、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、次のとおり規定されています。

#### **労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）**

（事業主等の責務）

#### **第2条 1～3 （略）**

- 4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

#### **労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）**

#### **2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置**

(1) ～ (3) (略)

#### **(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項**

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

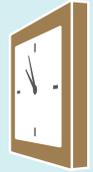
厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合は、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、

**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで**

# 下請振興法の 「振興基準」とは？

令和2年1月に振興基準が改正されました！



## 下請振興法の「振興基準」とは？



親事業者と下請事業者の、**望ましい取引関係**を定めています。



下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う**幅広い取引が対象**となります。

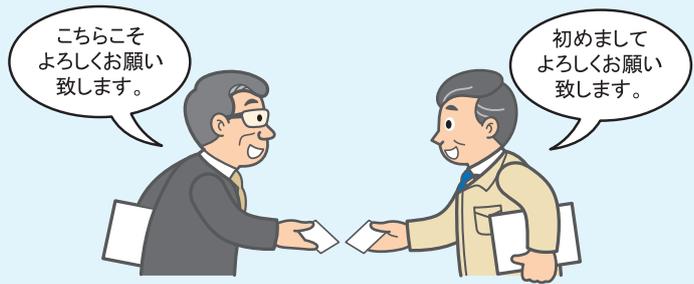
※「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

## 改正のPOINT

- 型取引について、「型の取扱いに関する覚書」に基づき、取引条件を明確にすること！
- 不要な型は、速やかに廃棄又は返却すること！
- サプライチェーン全体の業務効率化のため、下請事業者の情報化の取組を支援すること！

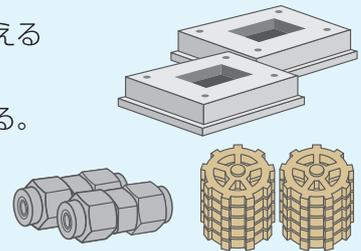
# 1 親事業者と下請事業者は共存共栄！

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



# 2 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮する。
- 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。



# 3 NEW 情報化に向けて積極的に対応しましょう！

- 下請事業者は、業務効率化のため、セキュリティ対策をし、業務の情報化に積極的に取り組んでいくものとする。
- 親事業者は、下請事業者の情報化に向けた取組を支援し、自らも情報化への対応に努めるものとする。

例えば…

- 責任者の配備や企業内システムの改善
- 電子受発注や電子的な決済等の導入



# 4 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば…

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない（口頭で削減幅を示唆）等



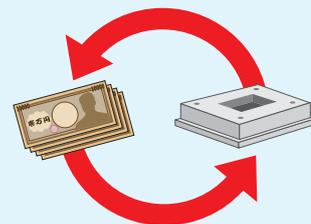
## 5 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、その影響を反映するよう協議する。



## 6 NEW 金型・木型などの型取引の適正化に努めましょう！

- 型の製造や型を用いた製品や部品等の製造を委託するときは、「**型取引の適正化推進協議会報告書**」を踏まえ、双方で十分に協議し、下請事業者に不利益が及ばないようにする。
- 「**型の取扱いに関する覚書**」を利用するなどして**取引条件を明確**にする。
- 型を製造委託したときは、**型の引き渡し前までに代金を一括**で支払う。
- 不要な型は、**速やかに廃棄又は返却し、保管させる場合は、費用を支払う**。



## 7 支払いは現金！ 手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう！

- 下請代金の支払いは**可能な限り現金**にする。
- 手形などによる場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがない**ようにする。
- 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことを当然として、**将来的に60日以内とするよう努める**。
- 大企業は率先して、**大企業間の取引においても手形払いの現金化**などの支払条件の見直しなどを進める。
- 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を**60日以内**に支払う。
- 型を下請事業者が保管する場合、**代金の支払い方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める**。



## 8 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう！

- 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- 業界団体は、**サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画**を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※令和2年8月末時点で、自動車、素形材、機械製造、航空宇宙、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、流通、建材・住宅設備、紙・加工、金属、化学、警備、放送コンテンツ、トラック運送、建設の16業種48団体が自主行動計画を策定・公表。



# 9

## 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

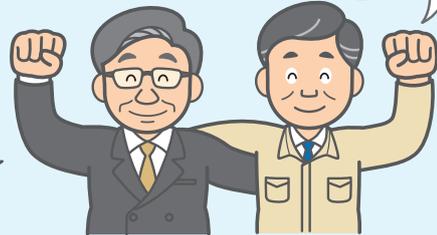
- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは新規事業者が負担する**。
- 親事業者は、下請事業者の**「働き方改革」を阻害する不利益**となるような取引や要請は行わない。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 納期や工期の過度な年度末集中

無理な発注のないように心がけますよ

ありがとうございます  
 ございます  
 より良い労働環境を目指して頑張ります



# 10

## 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう！

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など**積極的な役割を果たす**こと。
- 下請事業者も事業承継計画の策定など、**事業継続に向けた計画的な取組を行う**。



# 11

## 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう！

- 自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、**連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める**。

天災等が発生した場合…

- 下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- 親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- 親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。



迅速な情報の共有を心がけます！

天災はいつ起きるか分かりません



取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ▶

未来志向型の取引慣行に向けて

検索

〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669

# 「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

## 01 買ったたき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例① 短納期発注による買ったたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方向的に定めた。

悪いけど、  
発注した製品について、  
代金は変えずに納期を  
早めてもらいたい。

発注者



短納期対応のために  
休日出勤等、追加で  
費用が発生してしまうよ。

受注者



### 事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

もらった製造原価計算  
資料等を分析すると、  
利益率が高いよだから、  
値下げに応じられるはず。

発注者



自分たちの  
努力で  
業務を効率化  
したのに…

受注者



## 02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

予算が  
足りないから、  
いつもと同じ代金で  
よろしく。

発注者



「特急料金」に基づく  
対応をしたのに  
いつもと同じ代金だなんて。

受注者



## 03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



## 04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



## 05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

### 事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



中小企業の皆さん

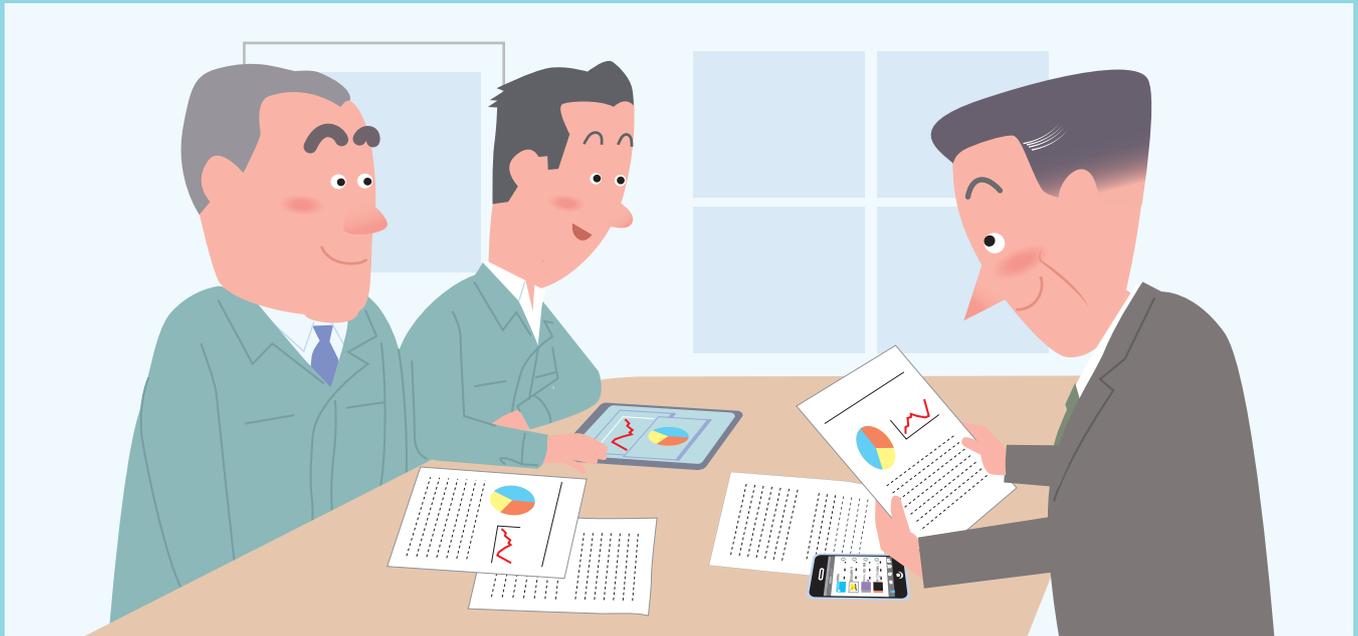
# 取引上の悩み を抱えていませんか？



## 下請かけこみ寺

### にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



悩んだらここに相談を！

## 下請かけこみ寺

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

☎ 0120-418-618

〈受付時間〉 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



中小企業庁委託事業

(公財) 全国中小企業振興機関協会

## 無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ① 支払日を過ぎてても代金を払ってくれない。
- ② 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ③ お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったとって返品された。



## 調停による紛争解決手続 (ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。

## 消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら

 **0120-300-217**

## 下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部：(公財) 全国中小企業振興機関協会 ……03-5541-6655	(公財) ふくい産業支援センター ……0776-67-7426
(公財) 北海道中小企業総合支援センター ……011-232-2408	(公財) 滋賀県産業支援プラザ ……077-511-1413
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター ……017-775-3234	(公財) 京都産業 21 ……075-315-8590
(公財) いわて産業振興センター ……019-631-3822	(公財) 大阪産業局 ……06-6748-1144
(公財) みやぎ産業振興機構 ……022-225-6637	(公財) ひょうご産業活性化センター ……078-977-9109
(公財) あきた企業活性化センター ……018-860-5622	(公財) 奈良県地域産業振興センター ……0742-36-8311
(公財) 山形県企業振興公社 ……023-647-0662	(公財) わかやま産業振興財団 ……073-432-3412
(公財) 福島県産業振興センター ……024-525-4077	(公財) 鳥取県産業振興機構 ……0857-52-3011
水戸商工会議所 ……029-224-5317	(公財) しまね産業振興財団 ……0852-60-5114
(公財) 栃木県産業振興センター ……028-670-2603	(公財) 岡山県産業振興財団 ……086-286-9670
(公財) 群馬県産業支援機構 ……027-265-5027	(公財) ひろしま産業振興機構 ……082-240-7703
(公財) 埼玉県産業振興公社 ……048-647-4086	(公財) やまぐち産業振興財団 ……083-922-9926
(公財) 千葉県産業振興センター ……043-299-2654	(公財) とくしま産業振興機構 ……088-654-0101
(公財) 東京都中小企業振興公社 ……03-3251-9390	(公財) かがわ産業支援財団 ……087-868-9904
(公財) 神奈川産業振興センター ……045-633-5200	(公財) えひめ産業振興財団 ……089-960-1102
(公財) にいがた産業創造機構 ……025-246-0056	(公財) 高知県産業振興センター ……088-845-7110
(公財) 長野県中小企業振興センター ……026-227-5013	(公財) 福岡県中小企業振興センター ……092-622-6680
(公財) やまなし産業支援機構 ……055-243-8037	(公財) 佐賀県地域産業支援センター ……0952-34-4416
(公財) 静岡県産業振興財団 ……054-273-4433	(公財) 長崎県産業振興財団 ……095-820-8836
(公財) あいち産業振興機構 ……052-715-3069	(公財) くまもと産業支援財団 ……096-289-2437
(公財) 岐阜県産業経済振興センター ……058-277-1092	(公財) 大分県産業創造機構 ……097-534-5300
(公財) 三重県産業支援センター ……059-228-7283	(公財) 宮崎県産業振興機構 ……0985-74-3850
(公財) 富山県新世紀産業機構 ……076-444-5622	(公財) かがしま産業支援センター ……099-219-1274
(公財) 石川県産業創出支援機構 ……076-267-1219	(公財) 沖縄県産業振興公社 ……098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付しております。

# 下請かけこみ寺

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

 **0120-418-618**

〈受付時間〉平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

# 「しわ寄せ」防止総合対策の概要

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と下請等中小事業者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、**「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

## 総合対策の4つの柱

### ① 関係法令等の周知徹底

- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）における課題の共有と地域での取組の推進
- ・都道府県労働局（以下「労働局」という。）・労働基準監督署（以下「労基署」という。）・働き方改革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的・効果的な取組

### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供

### ③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用

- ・労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度を厳格に運用

### ④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導等及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に指導等を行った事例や不当な行為の事例（いわゆる「べからず集」）の周知・広報の徹底

「しわ寄せ」防止特設サイト

## 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…  
どこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



「しわ寄せ」防止特設サイトから、本パンフレットに掲載している下請振興法に基づく「振興基準」のリーフレット等のほか、公正取引委員会及び中小企業庁が下請法違反に対して指導等を行った事例のリーフレットや、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間のリーフレット、「しわ寄せ」防止のロゴマーク等をダウンロードできます。



（「しわ寄せ」防止特設サイト）

# 働き方改革に伴う

# 下請等中小事業者への「しわ寄せ」は、 下請法で定める禁止行為に 該当する可能性があります！



STOP!  
しわ寄せ



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

労働時間等設定改善法では、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があることが定められています。

また、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

さらに、下請法(下請代金支払遅延等防止法)では、親事業者が行ってはならない行為が定められており、違反行為に対して、**公正取引委員会及び中小企業庁は厳しく取締を行っています。**



以下は、実際に**公正取引委員会**及び**中小企業庁**が**指導等**を行った事例です。  
このような働き方改革を阻害する  
不当な行為をしないよう注意しましょう。

## 01 減額

### ○食料品等製造販売業者に対する勧告事例 [公正取引委員会]

親事業者が、自社の物流センターにおいて自社の各店舗向け商品の仕分け作業を外部委託することとしたことに伴い、当該委託料に充てる目的で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていたため、勧告を行った。

親事業者は、下請事業者に対し、減額した金額を支払った。



## 02 買ったとき

### ○自動車部品等製造業者に対する指導事例 [公正取引委員会]

親事業者が、下請事業者に対し、見積時点で予定していた納期を短縮したために、下請事業者が休日出勤して納品することになったにもかかわらず、下請代金の見直しをせず一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていたため、指導を行った。

親事業者は、社員に対し、下請法が禁止する買ったときについて説明と指導を行った。

### ○生産用機械器具製造業者に対する指導事例 [中小企業庁]

親事業者が、注文書に納期を「最短」と記載して発注したにもかかわらず、短納期発注により生じた人件費等の増加を考慮せず、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めていたため、指導を行った。

親事業者は、下請事業者と十分に協議した上で単価を決定するなど、価格決定方法の改善を行った。



## 03 不当な経済上の利益提供要請

### ○日用品等小売業者に対する勧告事例 [公正取引委員会]

親事業者が、自社の店舗における商品の陳列等を行わせるため、下請事業者に対して従業員等を派遣するように要請して無償で当該作業を行わせ、休日勤務や残業での対応を余儀なくさせていたため、勧告を行った。

親事業者は、下請事業者に対し、無償で提供させた役務のために要した費用相当額を支払った。

### ○金属製品製造業者に対する指導事例 [中小企業庁]

親事業者が、自社が所有する金型を下請業者に無償で貸与しているが、一部の金型に関しては、量産期間が終了し長期間にわたり発注実績がないにもかかわらず、無償で下請業者に保管させていたため、指導を行った。

親事業者は、当該設備の貸与・保管等の必要性や適正な管理方法について、下請事業者等と十分に協議の上、保管期間、費用負担、保管費用の見直しあるいは廃棄等の取引条件などの改善を行った。



## 04 不当な給付内容の変更・やり直し

### ○食料品卸売業者に対する指導事例 [公正取引委員会]

親事業者が、発注数量を急ぎょ増やし、下請事業者の従業員に長時間労働をさせていたため、指導を行った。

親事業者は、社内通達を行い発注内容の変更について改善を行った。

### ○印刷・同関連業者に対する指導事例 [中小企業庁]

親事業者が、顧客から数量変更の要請を受けたことから、下請事業者への発注後に、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず発注数量を減少させたため、指導を行った。

親事業者は、下請事業者に対して不当な給付内容の変更を行わないよう改善を行った。



下請中小企業振興法に基づく「振興基準」については中小企業庁に、  
下請法については中小企業庁又は公正取引委員会にお問い合わせください。

## 中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1  
TEL 03 (3501) 1732 (直) FAX 03 (3501) 1504  
<https://www.chusho.meti.go.jp>

### 北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎  
TEL 011 (700) 2251 (直) FAX 011 (728) 4364  
(管轄区域：北海道)

### 東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟  
TEL 022 (221) 4922 (直) FAX 022 (215) 9463  
(管轄区域：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県)

### 関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1  
さいたま新都心合同庁舎第 1 号館  
TEL 048 (600) 0325 (直) FAX 048 (601) 1500  
(管轄区域：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，  
東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県)

### 中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 4-1-22  
TEL 052 (589) 0170 (直) FAX 052 (589) 0173  
(管轄区域：富山県，石川県，岐阜県，愛知県，三重県)

### 近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館  
TEL 06 (6966) 6037 (直) FAX 06 (6966) 6079  
(管轄区域：福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県)

### 中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館  
TEL 082 (224) 5745 (直) FAX 082 (205) 5339  
(管轄区域：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県)

### 四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館  
TEL 087 (883) 6423 (直) FAX 087 (811) 8558  
(管轄区域：徳島県，香川県，愛媛県，高知県)

### 九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎  
TEL 092 (482) 5450 (直) FAX 092 (482) 5551  
(管轄区域：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県)

### 沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 沖縄市おもろまち 2-1-1  
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館  
TEL 098 (866) 1755 (直) FAX 098 (860) 3710  
(管轄区域：沖縄県)

## 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟  
TEL 03 (3581) 3375 (直) FAX 03 (3581) 1800  
<https://www.jftc.go.jp>  
(管轄区域：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，  
千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県)

### 北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎  
TEL 011 (231) 6300 (代) FAX 011 (261) 1719  
(管轄区域：北海道)

### 東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎  
TEL 022 (225) 8420 (直) FAX 022 (261) 3548  
(管轄区域：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県)

### 中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館  
TEL 052 (961) 9424 (直) FAX 052 (971) 5003  
(管轄区域：富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県)

### 近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館  
TEL 06 (6941) 2176 (直) FAX 06 (6973) 7214  
(管轄区域：福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県)

### 近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館  
TEL 082 (228) 1501 (代) FAX 082 (223) 3123  
(管轄区域：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県)

### 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館  
TEL 087 (811) 1758 (直) FAX 087 (811) 1761  
(管轄区域：徳島県，香川県，愛媛県，高知県)

### 九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館  
TEL 092 (431) 6032 (直) FAX 092 (474) 5465  
(管轄区域：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県)

### 沖縄総合事務局 総務部公正取引室

〒900-0006 沖縄市おもろまち 2-1-1  
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館  
TEL 098 (866) 0049 (直) FAX 098 (860) 1110  
(管轄区域：沖縄県)

中小企業の取引上の悩み相談は「下請かけこみ寺」にご相談ください。

# 下請かけこみ寺

相談無料

全国  
48か所

秘密厳守

匿名相談  
可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

 0120-418-618

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

労働時間等設定改善法については都道府県労働局雇用環境・均等部(室)までお問い合わせください。